

一般社団法人 若者自立支援長崎ネットワーク
代表理事・会長 浜 民夫
代表理事・理事長 太田 征子

一般社団法人 若者自立支援長崎ネットワーク

女性活躍推進法に基づく行動計画

男女共同参画についての意識を高めるために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 29 年 2 月 1 日 ～ 平成 32 年 1 月 31 日

2. 女性の活躍推進に関する取組の内容の概況

① 採用に関する事項	ア キャリアコンサルタントなどの資格所有者であれば、性別にかかわらず採用選考基準を満たせば採用される イ 性別にかかわらず活躍できる職場であることについて、採用の際の求職者に向けた積極的広報を求人票に掲示する
② 継続就業・職場風土に関する事項	ア 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発 イ 上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進 ウ 利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底
③ 長時間労働の是正に関する事項	ア 組織のトップからの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信 イ 労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成
④ 配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項	ア キャリアコンサルタントなどの有資格者であれば、管理職への登用に性別の差別は無い。 イ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司のヒアリング
⑤ 多様なキャリアコースに関する事項	ア 育児・介護・配偶者の転勤等を理由の退職であっても、キャリアコンサルタントなどの有資格者であること等の選考基準を満たせば再雇用可能。

3. 当社の現状

- ・従業員数は女性の割合が高い
- ・管理職の男女比は、5：5である
- ・従業員の男女共同参画に関する啓もう活動等が実施できていない
- ・従業員の男女共同参画に関する満足度が把握できていない

4. 目標

- ・男女共同参画研修を開催し、受講率を80%以上とする
- ・男女共同参画に関するアンケートを実施、状況への満足度を90%以上とする

5. 取り組み内容

- ・年度当初の全従業員に向けた社内研修にて、男女共同参画に関する研修を実施する。
- ・年度半ばに全従業員にアンケートを実施する

以上